



和歌山市公報

令和8年（2026年）2月2日
第1816号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号	ページ
2 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	3
3 和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	4
4 和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	6

【訓令】

1 和歌山市長の職務代理者の設置に伴う文書の表記に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	7
---	---

【告示】

16 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
17 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
18 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	10
19 和歌山市長を和歌山市長職務代理者と読み替える文書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	11
20 令和7年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	13
21 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	14
22 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	15
23 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・・・（保険総務課）	16
24 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	17
25 公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	18
26 公示送達（令和7年度随時7期及び第1期から第6期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	19
27 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	20
28 公示送達（令和7年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	21
29 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	22

【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	23
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	24

【選挙管理委員会告示】

4 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	25
5 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	26
6 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	27

7	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所・・・	(選挙管理委員会事務局)	28
8	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	29
9	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理人・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	30
10	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	31
11	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理人・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	32
12	委員の解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	33
13	議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	34
14	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	35
15	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	36
16	衆議院小選挙区選出議員選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	37
17	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時・・・	(選挙管理委員会事務局)	38
18	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	39
19	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	40

【 教育委員会告示 】

2	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	41
---	--------------------------	---------	----

【 企業局告示 】

6	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・	(企業総務課)	42
7	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による工事店の営業の譲受・・・・・・・・	(企業総務課)	43
8	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	(企業総務課)	44

【 消防局訓令 】

1	和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(消防総務課)	45
---	------------------------------------	---------	----

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 月 22 日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

和歌山市規則第 2 号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職種別基準表福祉保健職給料表職種別基準表中「生徒指導補助員」の次に「、校内教育支援センター支援員」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 1 月 22 日揭示済）

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月28日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

和歌山市規則第3号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

「 介護サービス計画等を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

を

その他必要に応じて主治医意見書を記載した医師に要介護認定結果又は要支援認定結果を提示することに同意します。」

「 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、和歌山市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、和歌山市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。」

に

改め、「医療保険被保険者証」を削る。

別記様式第6号中

「 介護サービス計画等を作成するために必要があるときは、要介護認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

を

その他必要に応じて主治医意見書を記載した医師に要介護認定結果を提示することに同意します。」

「 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、和歌山市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、和歌山市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。」

に

改め、「医療保険被保険者証」を削る。

別記様式第 11 号中「主治医として、本意見書が介護サービス計画等の作成に利用されることに」、「同意する」、「同意しない」及び「（情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第 5 号、別記様式第 6 号及び別記様式第 11 号の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則による改正後の別記様式第 11 号は、この規則の施行の日以後に作成される意見書について適用し、同日前に作成された意見書については、なお従前の例による。

（令和 8 年 1 月 28 日揭示済）

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月2日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

和歌山市規則第4号

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員給与条例施行規則（昭和26年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条中「4,400円」を「4,700円」に、「10,500円」を「11,250円」に、「5,300円」を「5,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市職員給与条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の和歌山市職員給与条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和8年2月2日揭示済）

和歌山市長の職務代理者の設置に伴う文書の表記に関する規程を次のように定める。

令和8年1月20日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

和歌山市訓令第1号

和歌山市長の職務代理者の設置に伴う文書の表記に関する規程の一部を改正する規程
和歌山市長の職務代理者の設置に伴う文書の表記に関する規程（令和6年訓令第4号）の一部
を次のように改正する。

第4条第1項中「既に」を削る。

附 則

この規程は、令和8年1月20日から施行する。

（令和8年1月20日揭示済）

和歌山市告示第16号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8月1月6日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年1月15日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年1月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年1月16日揭示済)

和歌山市告示第17号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年1月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年1月16日揭示済)

和歌山市告示第18号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月16日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年1月17日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月2日、同月3日及び同月11日	令和7年10月17日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年10月1日、同月3日、同月8日、同月10日及び同月14日	令和7年10月17日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和8年1月16日揭示済)

和歌山市告示第19号

和歌山市長の職務代理者設置期間である令和8年1月20日から2月17日までにおいては、次の文書等について、和歌山市長を和歌山市長職務代理者と読み替えるものとする。

令和8年1月20日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

文書等の名称	所管課
人事異動通知書	人事課
寄附金受領証明書	財政課
令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特徴義務者用）	市民税課
令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	市民税課
令和7年度 市民税県民税森林環境税納税通知書	市民税課
令和7年度 市民税県民税森林環境税変更決定通知書	市民税課
和歌山市後期高齢者医療制度人間ドック費用補助金交付決定通知書	保険総務課
後期高齢者医療保険料 過誤納金充当通知書	保険総務課
後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知書	保険総務課
後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）済通知書	保険総務課
高額介護サービス費等支給決定通知書	介護保険課
高額介護合算費等支給決定通知書	介護保険課
介護保険給付費支給（不支給）決定通知書	介護保険課
住宅改修費支給（不支給）決定通知書	介護保険課
福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書	介護保険課
介護保険給付費支給決定通知書	介護保険課
介護保険料口座振替（自動振込）済通知書	介護保険課
国民健康保険料口座振替（自動払込）済通知書	国保年金課
母と子の健康のためのしおり（妊産婦健康診査等受診票）	地域保健課
児童手当 認定通知書	こども家庭課
児童手当 認定請求却下通知書	こども家庭課
児童手当 額改定通知書	こども家庭課
児童手当 支給事由消滅通知書	こども家庭課
児童手当 未支払支給決定通知書	こども家庭課
児童手当 認定通知書（施設等受給資格者用）	こども家庭課
児童手当 額改定通知書（施設等受給者用）	こども家庭課
児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）	こども家庭課
児童手当 支払通知書	こども家庭課

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）	こども家庭課
和歌山市母子父子寡婦福祉資金督促状兼領収証書	こども家庭課
和歌山市母子父子寡婦福祉資金納入通知書兼領収証書	こども家庭課
一時預かり決定通知書	保育こども園課
一時預かり変更通知書	保育こども園課
和歌山市立幼保連携型認定こども園幼稚園型一時預かり事業利用承諾通知書	保育こども園課
時間外保育利用承諾通知書	保育こども園課
休日保育事業利用決定通知書	保育こども園課
休日保育事業利用取消通知書	保育こども園課
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書	保育こども園課
支給認定証	保育こども園課
利用者負担額決定通知書	保育こども園課
保育所利用解除通知書	保育こども園課
保育利用調整結果保留通知書	保育こども園課
施設等利用給付認定通知書	保育こども園課
令和7年度利用者負担額納入通知書兼領収証書	保育こども園課
利用者負担額変更通知書	保育こども園課
和歌山市中央卸売市場使用料等納入通知書（口座振替）	中央卸売市場
地域污水处理施設使用料領収証書兼口座振替のお知らせ	河川港湾課
地域污水处理施設使用料督促状	河川港湾課
督促状兼領収証書	住宅政策課、 住宅第1課
専用水道料等納入通知書兼領収証書	住宅第1課、 住宅第2課
納入通知書（口座振替・自動払込）	住宅第1課、 住宅第2課
放課後児童健全育成事業利用承認決定通知書	青少年課
放課後児童健全育成事業利用不承認決定通知書	青少年課
若竹学級利用料決定通知書	青少年課
若竹学級利用料減額免除決定通知書	青少年課
若竹学級利用料口座振替不能通知書	青少年課
若竹学級利用料督促状	青少年課
過誤納金還付通知書	青少年課
若竹学級利用料納付書兼領収証書	青少年課
若竹学級利用料納入通知書兼領収証書	青少年課

(令和8年1月20日揭示済)

和歌山市告示第20号

令和8年1月20日市長において専決処分した令和7年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和8年1月20日

和歌山県和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,631,319千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（令和8年1月20日揭示済）

和歌山市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

和歌山県和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

(登載省略)

(令和8年1月20日揭示済)

和歌山市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

和歌山県和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

(登載省略)

(令和8年1月20日揭示済)

和歌山市告示第23号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年1月26日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和8年1月26日揭示済)

和歌山市告示第24号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年1月26日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和8年2月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年1月26日揭示済)

和歌山市告示第25号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年1月29日

和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第8期の納期は、 令和8年2月9日に変更する。

（別紙省略）

（令和8年1月29日揭示済）

和歌山市告示第26号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年1月30日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和7年度	随時7期 第1期から 第6期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年2月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年1月30日揭示済)

和歌山市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月30日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
本脇地区自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	—	令和4年6月30日頃退任
		—	弁護士 畑 純一 和歌山市十二番丁10番地 本山ビル3階 和歌山合同法律事務所	令和7年12月26日就任

(令和8年1月30日掲示済)

和歌山市告示第28号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年2月2日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚康司

年度	種別	備考
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年2月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年2月24日に変更する

(別紙省略)

(令和8年2月2日揭示済)

和歌山市告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

和歌山市長職務代理者

和歌山市副市長 犬塚 康 司

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1546	グリーンアップル	和歌山市新中通 4丁目31	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社際	和歌山市毛革屋丁25番地	令和8年2月1日	令和14年1月3 1日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1553	LASHIK 園部	和歌山市園部8 70-1	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社HY T	和歌山市粟14番地4タイガー健 康くらぶ	令和8年2月1日	令和14年1月3 1日

(令和8年2月2日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月19日

和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字殿畑158番5	(登載省略)

(令和8年1月19日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月2日

和歌山市長職務代理者
和歌山市副市長 犬塚 康 司

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字荘畑504番1	和歌山県有田市宮崎町520番地 株式会社レステック 代表取締役 梅本泰孝

(令和8年2月2日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第4号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年1月20日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和8年1月22日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式を定めるについて
 - (4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における登録の移替えをしない期間を定めるについて
 - (5) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
 - (6) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を定めるについて
 - (7) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び不在者投票を行う場所の開始時刻の繰下げについて
 - (8) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
 - (9) 委員長専決処分について
 - (10) 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - (11) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を定めるについて
 - (12) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
 - (13) 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (14) 衆議院議員総選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - (15) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (16) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について
 - (17) 衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (18) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (19) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (20) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

(令和8年1月20日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第5号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年1月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和8年1月26日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票立会人の選任について

（令和8年1月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和8年1月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 設置箇所数 590箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり
(別紙省略)

(令和8年1月23日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和8年1月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

(別紙省略)

(令和8年1月23日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和8年1月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

(令和8年1月23日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和8年1月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	(登載省略)	(登載省略)	(登載省略)	(登載省略)

(令和8年1月23日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和8年1月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

(別紙省略)

(令和8年1月23日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 8 年 1 月 2 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 1 月 2 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,947人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

99,102人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

49,551人

(令和8年1月26日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を、次のとおり定める。

令和8年1月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山商工会議所1階 和歌山市選挙管理委員会事務局	和歌山市西汀丁36番地	令和8年1月28日（水）～ 令和8年2月7日（土）
和歌山市 河北コミュニティセンター1階	和歌山市市小路192番地3	
和歌山市 東部コミュニティセンター1階	和歌山市寺内665番地	
和歌山市 南コミュニティセンター3階	和歌山市紀三井寺856番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川1階	和歌山市直川326番地7	
和歌山市 河南コミュニティセンター1階	和歌山市布施屋41番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀805番地1	
イオンモール和歌山3階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台23番地	

(令和8年1月27日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所及び不在者投票を行う場所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山3階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和8年1月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階 | 午前9時 |
| (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階 | 午前9時 |
| (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階 | 午前9時 |
| (6) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 | 午前9時 |
| (7) イオンモール和歌山3階イオンスタイル前 | 午前10時 |

(令和8年1月27日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和8年1月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所

和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階 市選挙管理委員会事務局

和歌山市市小路192番地3
和歌山市河北コミュニティセンター1階

和歌山市寺内665番地
和歌山市東部コミュニティセンター1階

和歌山市紀三井寺856番地
和歌山市南コミュニティセンター3階

和歌山市直川326番地7
和歌山市さんさんセンター紀の川1階

和歌山市布施屋41番地
和歌山市河南コミュニティセンター1階

和歌山市小雑賀805番地1
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

和歌山市ふじと台23番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

(令和8年1月27日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和8年1月27日（火）午後5時30分

（令和8年1月27日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第17号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 場所 和歌山市毛見1527番地 和歌山マリーナシティ イベントホール
- 2 日時 令和8年2月8日（日） 午後9時30分

（令和8年1月27日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 8 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における候補者又は候補者届出政党及び名簿届出政党並びに政党その他の政治団体から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えると、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 8 年 1 月 2 7 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁 3 6 番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和 8 年 2 月 5 日（木） 午後 5 時 3 0 分

（令和 8 年 1 月 2 7 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第19号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月2日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和8年2月8日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(5) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和8年2月2日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第2号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年2月2日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年2月5日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
(1) 和歌山あけぼの中学校の令和8年度（2026年度）入学募集期間の延長について
- 4 議案
(1) 事務の委任について
(2) 令和8年2月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
(3) 令和8年2月議会教育委員会関係の当初予算（案）について
(4) 令和8年度組織改正について
(5) 2026年度和歌山市学校教育指針について
(6) その他

（令和8年2月2日揭示済）

和歌山市企業局告示第6号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和8年2月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

秋月、紀三井寺、内原、手平5丁目の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、木ノ本、島橋南ノ丁、島橋西ノ丁の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 秋月、紀三井寺、内原、西庄、木ノ本、島橋南ノ丁、島橋西ノ丁の各一部

合流式 手平5丁目の一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和8年2月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和8年1月16日揭示済)

和歌山市企業局告示第7号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第7条の規定により指定工事店の営業の譲受けを承認したので、同条例第18条第2号の規定により告示する。

令和8年1月16日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第942号
変 更 年 月 日	令和7年12月18日

	承 継 前	承 継 後
指 定 工 事 店 名	大希設備	大希設備株式会社
営 業 所 所 在 地	和歌山市府中324-19	
代 表 者 氏 名	田邊 直人	代表取締役 田邊 直人

(令和8年1月16日揭示済)

和歌山市企業局告示第8号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年1月21日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第511号
変 更 年 月 日	令和8年1月8日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	保田建設株式会社	
営 業 所 所 在 地	和歌山市田尻508-6	
代 表 者 氏 名	代表取締役 保田 武泰	代表取締役 保田 貴秀

(令和8年1月21日揭示済)

消防局訓令第 1 号

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 1 月 30 日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市消防署の組織に関する規程（昭和 41 年消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中消防署南分署宮前出張所の項中「小雑賀 2 丁目 2 番 8 号」を「手平 6 丁目 102 番 9」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 14 日から施行する。

(令和 8 年 1 月 30 日揭示済)